



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月16日金曜日 第2834号

### ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の追加募集(2件).....(総務管理課)... 964  
 自衛官候補生の採用試験(2件).....( " )... 964  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....(農地整備課)... 965  
 愛媛県民有林道事業補助金交付規程の一部改正.....(林業政策課)... 965  
 宇和島港湾計画の変更の概要.....(港湾海岸課)... 968  
 愛媛県中予地方局管内の県営住宅の指定管理者の指定.....(建築住宅課)... 968  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....(会計課)... 968  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....( " )... 969  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局環境保全課)... 969  
 土地改良区役員就退任の届出.....(東予地方局農村整備課)... 971  
 建設業者の許可の取消し.....(中予地方局管理課)... 971  
 道路の供用開始(県道松山北条線).....( " )... 971  
 開発行為に関する工事の完了(3件).....(中予地方局建築指導課)... 971  
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....(南予地方局地域福祉課)... 972  
 建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課)... 972  
 道路の区域変更(一般国道378号).....( " )... 972  
 道路の供用開始(県道無月宇和島線).....( " )... 973  
 道路の供用開始(県道長浜中村線).....(南予地方局大洲土木事務所)... 973  
 医師の指定.....(福祉総合支援センター)... 973  
 指定医師の所在地の変更.....( " )... 973  
 指定医師の辞退の届出.....( " )... 974

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....(選挙管理委員会)... 974

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1352号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 男子(平成28年度3・4月採用分(追加募集))  
平成28年12月21日(水)から

平成29年2月8日(水)まで

#### ○愛媛県告示第1353号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条の規定に基づき、陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 女子(平成28年度3・4月採用分(追加募集))  
平成28年12月21日(水)から  
平成29年1月11日(水)まで

#### ○愛媛県告示第1354号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中村時広

| 試験期日                  | 試験場の位置        | 試験場の名称     | 担当区域 |
|-----------------------|---------------|------------|------|
| (男子)<br>平成29年1月22日(日) | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |
| (男子)<br>平成29年2月12日(日) | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |

○愛媛県告示第1355号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項の規定に基づき、陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 試 験 期 日               | 試 験 場 の 位 置   | 試 験 場 の 名 称 | 担 当 区 域 |
|-----------------------|---------------|-------------|---------|
| (女子)<br>平成29年1月22日(日) | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地  | 県内全域    |

○愛媛県告示第1356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、愛南町広見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・広見地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成28年12月19日から平成29年1月23日まで
- 3 縦覧場所  
愛南町役場本庁、同内海支所、同御荘支所、同一本松支所及び同西海支所

○愛媛県告示第1357号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成28年度事業から適用する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業及び林道施設災害関連事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官及び国道環安第8号国土交通事務次官通知）に規定する交付金の交付対象事業（以下「地方創生道整備事業」という。）並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第6条</b> 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類（県単独林道整備事業のうち森林作業道の場合にあつては、第2号の書類を除く。）を、所轄の地方局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>11 省略</p> <p>12 <u>林業関係事業補助金等交付要綱に基づき平成18年度以前に採択された事業計画に係る事業であつて平成28年度以後に行われるものについての別表第1 4の表1の項(1)アの規定の同年度以後における適用については、同項(1)ア補助率率の欄中「10分の5」と</u></p> | <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業及び林道施設災害関連事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業</p> <p>_____</p> <p>_____並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第6条</b> 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類（県単独林道整備事業のうち林内作業車道の場合にあつては、第2号の書類を除く。）を、所轄の地方局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>11 省略</p> |

あるのは、「10分の5.5」とする。

別表第1（第3条、別表第2関係）

1 森林環境保全整備事業

| 事業の種目               |                 |      | 事業の種目の内容 | 補助率 |           |      |
|---------------------|-----------------|------|----------|-----|-----------|------|
|                     |                 |      |          | 基準  | 率         |      |
|                     |                 |      |          |     | 市町        | 市町以外 |
| 1 省略                |                 |      |          |     |           |      |
| 2 林業専用道整備事業         | (1) 林業専用道開設     | 省略   |          |     |           |      |
|                     | (2) 林業専用道等改良・舗装 | ア 改良 | 同        | 同   | 10分の3.5以内 |      |
|                     |                 | イ 舗装 | 同        | 同   | 60分の23以内  |      |
| (3) (1)及び(2)以外の林道整備 | 省略              |      |          |     |           |      |

2・3 省略

4 地方創生道整備事業

| 事業の種目     |                           |                       |                           | 事業の種目の内容 | 補助率        |           |
|-----------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|----------|------------|-----------|
|           |                           |                       |                           |          | 基準         | 率         |
|           |                           |                       |                           |          |            |           |
| 1 育成林整備事業 | (1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設 | ア 森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道 | (ア) 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの | 自動       | 当該事業に係る事業費 | 10分の5以内   |
|           |                           |                       |                           | 同        | 同          | 10分の4.5以内 |
| 2 林道改良事業  | (1) 林道改良・舗装               | ア 幹線林道                |                           | 同        | 同          | 10分の5以内   |
|           |                           |                       | イ その他の林道（改良）              | 同        | 同          | 10分の3以内   |
|           |                           |                       | ウ その他の林道（舗装）              | 同        | 同          | 3分の1以内    |

別表第1（第3条、別表第2関係）

1 森林環境保全整備事業

| 事業の種目       |                |    | 事業の種目の内容 | 補助率 |    |      |
|-------------|----------------|----|----------|-----|----|------|
|             |                |    |          | 基準  | 率  |      |
|             |                |    |          |     | 市町 | 市町以外 |
| 1 省略        |                |    |          |     |    |      |
| 2 林業専用道整備事業 | (1) 林業専用道の開設   | 省略 |          |     |    |      |
|             | (2) (1)以外の林道整備 | 省略 |          |     |    |      |

2・3 省略

|                                  |                     |                |               |   |   |
|----------------------------------|---------------------|----------------|---------------|---|---|
| 3 山の<br>みち地<br>域づく<br>り交付<br>金事業 | (1) 山の<br>みちの<br>整備 | ア 林道整備         | 同             | 同 | 3分<br>の2<br>に調<br>整率<br>を乗<br>じて<br>得た<br>率以<br>内 |
|                                  |                     | イ 森林作業道<br>等整備 | 同             | 同 | 同   |
|                                  | (2) 地域創造型整備         |                | 施設<br>の整<br>備 | 同 | 3分<br>の2<br>以内                                    |
| 4 林道点検診断・保全整備事業                  |                     |                | 自動<br>車道      | 同 | 10分<br>の5<br>以内                                   |

5 県単独林道整備事業

| 事業の種目     | 事業<br>の種<br>目の<br>内容 | 補助率    |    |          |
|-----------|----------------------|--------|----|----------|
|           |                      | 基<br>準 | 率  |          |
|           |                      |        | 市町 | 市町<br>以外 |
| 1・2 省略    |                      |        |    |          |
| 3 森林作業道開設 | 森林<br>作業<br>道        | 省<br>略 |    |          |

別表第2（第22条関係）

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林整備事業（農山漁村地域整備交付金関係）、地方創生道整備事業及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号（その1）（規程第6条第1項第1号の申請書）

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号（その2）～（その5） 省略

様式第2号（規程第6条第1項第2号の着工届出書）

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

様式第3号（その1）（規程第6条第1項第3号のしゅん功届出書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号（その2）・（その3） 省略

様式第4号～様式第12号 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

4 県単独林道整備事業

| 事業の種類    | 事業<br>の種<br>目の<br>内容 | 補助率    |    |          |
|----------|----------------------|--------|----|----------|
|          |                      | 基<br>準 | 率  |          |
|          |                      |        | 市町 | 市町<br>以外 |
| 1・2 省略   |                      |        |    |          |
| 3 林内作業車道 | 林内<br>作業<br>車道       | 省<br>略 |    |          |

別表第2（第22条関係）

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林整備事業（農山漁村地域整備交付金関係）及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号（その1）（規程第6条第1項第1号の申請書）

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1、3及び4 \_\_\_\_\_ に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号（その2）～（その5） 省略

様式第2号（規程第6条第1項第2号の着工届出書）

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4 \_\_\_\_\_ に掲げる事業名を記入すること。

様式第3号（その1）（規程第6条第1項第3号の竣功届出書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4 \_\_\_\_\_ に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号（その2）・（その3） 省略

様式第4号～様式第12号 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 5 までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 4 までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

○愛媛県告示第1358号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、宇和島港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成28年12月16日

宇和島港湾管理者 愛媛県  
代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

宇和島港湾計画の変更の概要（平成元年9月愛媛県告示第1277号）、港湾計画の変更の概要（平成13年5月愛媛県告示第931号）及び港湾計画の変更の概要（平成16年7月愛媛県告示第1663号）によりその概要を告示した宇和島港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

道路

既定計画を変更する事項

| 名称        | 起点          | 終点       | 車線数 |
|-----------|-------------|----------|-----|
| 臨港道路大浦3号線 | 大浦小型船だまり（南） | 県道吉田宇和島線 | 2   |

(2) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

| 地区名 | 面積（ヘクタール） | 用途        |
|-----|-----------|-----------|
| 大 浦 | 2（2）      | 埠頭用地      |
|     | 3（3）      | 港湾関連用地    |
|     | 1（1）      | 都市機能用地    |
|     | 2（1）      | 交通機能用地    |
|     | 1（1）      | 危険物取扱施設用地 |
|     | 3（3）      | 緑地        |

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(3) その他の計画

小型船だまり計画

既定計画を変更する事項

| 地区名 | 港湾施設 |
|-----|------|
| 大 浦 | 埠頭用地 |

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第1359号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第25条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中村時広

1 公の施設の名称

愛媛県中予地方局管内の県営住宅

2 指定管理者の住所及び名称

広島市中区大手町五丁目3番12号

愛媛県営住宅管理グループ

代表者 株式会社第一ビルサービス

構成員 新日本建設株式会社

3 指定をした年月日

平成28年12月14日

4 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

○愛媛県告示第1360号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中村時広

| 指定番号  | 売 り さ ば き 人     |             | 売 り さ ば き 所                    | 取消年月日       |
|-------|-----------------|-------------|--------------------------------|-------------|
|       | 住 所             | 氏 名 又 は 名 称 |                                |             |
| 字第19号 | 宇和島市丸之内2丁目1番17号 | 山下 マスミ      | 宇和島市丸之内2丁目1番17号                | 平成28年11月1日  |
| 字第39号 | 宇和島市中沢町1丁目5番15号 | 井上 通一       | 宇和島市中沢町2丁目1番2号 しんばしデパート南店 城南薬品 | 平成28年10月20日 |

○愛媛県告示第1361号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 指定番号, 売 り さ ば き 人 (住所, 氏名又は名称), 変 更 事 項 (新, 旧), 変更許可年月日. Contains 3 rows of permit change details.

○愛媛県告示第1362号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

第3工場 No.8 除害塔

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号又 魔ガス洗浄施設. Contains 6 rows of facility details.

Table with 2 columns: 特定施設の1日当たりの使用時間, 24時間. Contains 4 rows of usage and water quality data.

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

Table with 2 columns: 設置年月日, 平成13年5月15日. Contains 2 rows of facility information.

|  |                               |                      |                          |
|--|-------------------------------|----------------------|--------------------------|
| 処理施設の型式  | 中和及び凝集                        |                      |                          |
| 処理施設の構造  | ステンレス製及び合成樹脂製等                |                      |                          |
| 処理施設の主要寸法                                      | 縦 69メートル 横 55メートル<br>高さ 8メートル |                      |                          |
| 処理施設の能力  | 1日当たり4,800立方メートル処理            |                      |                          |
| 汚水等の処理の方式                                      | 中和及び凝集                        |                      |                          |
| 処理施設の使用時間間隔                                    | 連続                            |                      |                          |
| 処理施設の1日当たりの使用時間                                | 24時間                          |                      |                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               | なし                            |                      |                          |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態の<br>値 | 項 目                           | 処 理 前                | 処 理 後                    |
|  | 水素イオン濃度(水素指数)                 | 通常 1~12<br>最大 1~12   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|  | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 6.4<br>最大 9.6     | 通常 6.4<br>最大 9.6         |
|  | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)        | 通常 70<br>最大 100      | 通常 20<br>最大 30           |
|  | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)       | 通常 14.3<br>最大 19.8   | 通常 14.3<br>最大 19.8       |
|  | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)       | 通常 0.31<br>最大 1.00   | 通常 0.31<br>最大 1.00       |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)                         | 通常 4,080<br>最大 4,800          | 通常 4,080<br>最大 4,800 |                          |

(2) No.4 汚水処理施設

|                 |   |  |  |
|-----------------|---|--|--|
| 設置年月日           | 平成13年5月15日  |  |  |
| 処理施設の種 類        | 物理化学的処理   |  |  |
| 処理施設の型 式        | 蒸留濃縮、酸化及び電気分解   |  |  |
| 処理施設の構 造        | ステンレス製及び合成樹脂製等  |  |  |
| 処理施設の主要寸法       | 縦 26メートル 横 15メートル<br>高さ 5メートル<br>縦 32メートル 横 25メートル<br>高さ 14メートル |  |  |
| 処理施設の能力         | 1日当たり1,550立方メートル処理  |  |  |
| 汚水等の処理の方式       | 蒸留濃縮、酸化及び電気分解   |  |  |
| 処理施設の使用時間間隔     | 連続  |  |  |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間  |  |  |

|  |                            |                      |                    |
|--|----------------------------|----------------------|--------------------|
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               |                            | なし                   |                    |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態の<br>値 | 項 目                        | 処 理 前                | 処 理 後              |
|  | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 5~11<br>最大 5~11   | 通常 9~12<br>最大 9~12 |
|  | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 7,500<br>最大 9,000 | 通常 16<br>最大 50     |
|  | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)     | 通常 7<br>最大 10        | 通常 7<br>最大 10      |
|  | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 5,400<br>最大 6,480 | 通常 30<br>最大 37     |
|  | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.2<br>最大 1.0     | 通常 0.2<br>最大 1.0   |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)                         |                            | 通常 256<br>最大 305     | 通常 236<br>最大 288   |

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

|  |                                |                      |                      |
|--|--------------------------------|----------------------|----------------------|
| 設置年月日  | 平成13年5月15日                     |                      |                      |
| 処理施設の種 類                                       | 物理化学的処理                        |                      |                      |
| 処理施設の型 式                                       | pH調整及び蒸留                       |                      |                      |
| 処理施設の構 造                                       | ステンレス製及び合成樹脂製等                 |                      |                      |
| 処理施設の主要寸法                                      | 縦 44メートル 横 46メートル<br>高さ 21メートル |                      |                      |
| 処理施設の能力  | 1日当たり1,680立方メートル処理             |                      |                      |
| 汚水等の処理の方式                                      | pH調整及び蒸留                       |                      |                      |
| 処理施設の使用時間間隔                                    | 連続                             |                      |                      |
| 処理施設の1日当たりの使用時間                                | 24時間                           |                      |                      |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               | なし                             |                      |                      |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態の<br>値 | 項 目                            | 処 理 前                | 処 理 後                |
|  | 水素イオン濃度(水素指数)                  | 通常 11~12<br>最大 11~12 | 通常 11~12<br>最大 11~12 |
|  | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)     | 通常 7.7<br>最大 14.0    | 通常 7.7<br>最大 14.0    |
|  | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)         | 通常 50<br>最大 100      | 通常 23<br>最大 50       |

|                            |   |                       |                      |
|----------------------------|---|-----------------------|----------------------|
|                            | 窒素含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 9.200<br>最大 11.000 | 通常 11.6<br>最大 33.0   |
|                            | りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 0.6<br>最大 1.6      | 通常 0.6<br>最大 1.6     |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル) |   | 通常 1.430<br>最大 1.680  | 通常 1.430<br>最大 1.680 |

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

|            |                            |                          |
|------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|            | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 4.5<br>最大 6.5         |
|            | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)     | 通常 12<br>最大 15           |

|                            |   |                      |
|----------------------------|---|----------------------|
|                            | 窒素含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 9.4<br>最大 11.1    |
|                            | りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 0.25<br>最大 1.00   |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル) |   | 通常 6.620<br>最大 7.800 |

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1363号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年12月16日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 伊 東 弘 二 | 新居浜市新須賀町二丁目3番29号 |

○愛媛県告示第1364号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号          | 許可年月日      | 商号又は名称  | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地            | 取消年月日       | 取り消した建設業の種類                         | 取消の原因となった事実 |
|---------------|------------|---------|-------|-----------------------|-------------|-------------------------------------|-------------|
| (般-28)第15999号 | 平成28年8月21日 | 西村土木(株) | 都築 由枝 | 松山市高岡町63-1ビックバレー高岡303 | 平成28年11月1日  | 石工事業、鋼構造物工事業<br>しゅんせつ工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止(一部)  |
| (特-26)第383号   | 平成26年7月24日 | (株)桃建設  | 出海 誉洋 | 伊予郡松前町大字筒井1355-1      | 平成28年11月25日 | 管工事業<br>造園工事業                       | 建設業の廃止(一部)  |
| (般-25)第15324号 | 平成25年6月6日  | 岩井水道工業所 | 岩井 辰男 | 伊予市大平甲2-6             | 平成28年11月28日 | 管工事業<br>水道施設工事業                     | 建設業の廃止      |

○愛媛県告示第1365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                 | 供用開始の日      |
|-------|-------|-------------------------------|-------------|
| 県 道   | 松山北条線 | 松山市下伊台町1565番7から<br>同町1687番5まで | 平成28年12月16日 |

○愛媛県告示第1366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年12月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一



|                            |                           |                        |
|----------------------------|---------------------------|------------------------|
| 検査済証の番号及び交付年月日             | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名       |
| 28中局建(開)第38号<br>平成28年12月5日 | 東温市志津川字水木甲1857番2          | 松山市土居田町519番地9<br>重 信 潤 |

○愛媛県告示第1367号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年12月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

|                            |                                   |                       |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 検査済証の番号及び交付年月日             | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称         | 開発許可を受けた者の住所及び氏名      |
| 28中局建(開)第39号<br>平成28年12月6日 | 東温市志津川字大原甲1036番、甲1037番、字夏梅甲1044番1 | 伊予市下吾川634番地5<br>沖 民 男 |

○愛媛県告示第1368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年12月16日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

|                            |  |   |
|----------------------------|--|---|
| 検査済証の番号及び交付年月日             | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称                          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                            |
| 28中局建(開)第40号<br>平成28年12月6日 | 東温市野田二丁目104番1、104番3、105番1、106番1、107番1、105番1地先里道・水路 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号<br>オリックス株式会社<br>代表執行役 井 上 亮 |

○愛媛県告示第1369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年12月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |                   |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |                   | 廃止年月日       |
|------------|---------------|-------------------|---------|---------------|--------------------|-------------------|-------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名  |               | 名称                 | 所在地               |             |
| 3810300388 | 有限会社 エスエー     | 愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1 | 佐々木 昭 夫 | 居宅介護          | 訪問介護 さち            | 愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1 | 平成28年11月30日 |
| 3810300388 | 有限会社 エスエー     | 愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1 | 佐々木 昭 夫 | 重度訪問介護        | 訪問介護 さち            | 愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1 | 平成28年11月30日 |

○愛媛県告示第1370号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号         | 許可年月日       | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地   | 取消年月日      | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|--------------|-------------|--------|-------|--------------|------------|-------------|--------------|
| (般-23)第7976号 | 平成23年11月16日 | 森岡造園   | 森岡 敏  | 喜多郡内子町内子4065 | 平成28年11月1日 | 造園工事業       | 建設業の廃止       |

○愛媛県告示第1371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類   | 路 線 名 | 区 間                              | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員         | 延 長             | 備 考 |
|---------|-------|----------------------------------|----------|----------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 378号  | 宇和島市吉田町白浦2748番から<br>同町白浦2437番4まで | 旧        | メートル<br>4 3～12 4     | キロメートル<br>0 539 |     |
|         |       |                                  | 新        | 4 3～12 4<br>6 4～31 9 | 0 539<br>0 264  |     |

○愛媛県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名  | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日      |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 無月宇和島線 | 宇和島市坂下津甲309番2から<br>同市坂下津甲332番2まで   | 平成28年12月22日 |
| "     | "      | 宇和島市坂下津甲349番3から<br>同市坂下津甲381番244まで | 平成29年1月13日  |

○愛媛県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日      |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 長浜中村線 | 大洲市長浜町下須戒乙209番2から<br>同町下須戒甲642番4まで | 平成28年12月16日 |

○愛媛県告示第1374号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断する身体障害の種類          | 診療科名    | 病 院 又 は<br>診 療 所 の 名 称 | 医 師 氏 名 | 同 左 所 在 地      | 指 定 年 月 日      |
|----------------------|---------|------------------------|---------|----------------|----------------|
| 平衡・音声、言語・そしゃく機能障害    | 耳鼻いんこう科 | 市立宇和島病院                | 林 祐 志   | 宇和島市御殿町1番1号    | 平成<br>28年12月1日 |
| 聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻いんこう科 | 愛媛県立新居浜病院              | 高 木 太 郎 | 新居浜市本郷三丁目1番1号  | 平成<br>28年12月1日 |
| ぼうこう又は直腸機能障害         | 消化器外科   | 社会医療法人真泉会<br>今治第一病院    | 大 塚 敏 広 | 今治市宮下町1丁目1番21号 | 平成<br>28年12月1日 |

○愛媛県告示第1375号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医 師 氏 名 | 旧 所 在 地             |                          | 新 所 在 地         |                         | 変 更 年 月 日      |
|---------|---------------------|--------------------------|-----------------|-------------------------|----------------|
|         | 病院又は診療所の名称          | 同 左 所 在 地                | 病院又は診療所の名称      | 同 左 所 在 地               |                |
| 伊 藤 英太郎 | 今 治 市 医 師 会 市 民 病 院 | 今 治 市 別 宮 町 7 丁 目 1 - 40 | 愛 媛 県 立 今 治 病 院 | 今 治 市 石 井 町 4 丁 目 5 - 5 | 平成28年<br>11月1日 |

○愛媛県告示第1376号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病 院 又 は 診療所の名称 | 医 師 氏 名 | 同 左 所 在 地                    | 届出年月日           |
|-------------|------|----------------|---------|------------------------------|-----------------|
| 視 覚 障 害     | 眼 科  | 大 植 医 院        | 大 植 敬 子 | 今 治 市 中 日 吉 町 2 丁 目 3 番 25 号 | 平成<br>28年11月30日 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年12月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,186,436
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,729
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,305

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

| 選 挙 区 別       | 選挙権を有する者の総数 | 同左の3分の1の数<br>(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) |
|---------------|-------------|--|
| 伊 予 郡         | 44,135      | 14,712   |
| 南 宇 和 郡       | 19,921      | 6,641  |
| 松山市・上浮穴郡      | 439,369     | 139,895  |
| 今 治 市 ・ 越 智 郡 | 143,913     | 47,971   |
| 宇和島市・北宇和郡     | 80,997      | 26,999   |
| 八幡浜市・西宇和郡     | 39,686      | 13,229   |
| 新 居 浜 市       | 101,626     | 33,876   |
| 西 条 市         | 93,288      | 31,096   |
| 大 洲 市 ・ 喜 多 郡 | 53,060      | 17,687   |
| 伊 予 市         | 32,020      | 10,674   |
| 四 国 中 央 市     | 75,602      | 25,201   |
| 西 予 市         | 34,503      | 11,501   |
| 東 温 市         | 28,316      | 9,439  |